

軽井沢町宿泊税基金条例

（設置）

第1条 国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、及び来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、軽井沢町宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、軽井沢町宿泊税条例（令和 年軽井沢町条例第 号）の規定に基づき町に納入された宿泊税額に相当する額の範囲内とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、軽井沢町宿泊税条例の施行の日から施行する。